

ふれあいまかゆり

すみだ

# 墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

平成26年9月発行 第94号

高齢者をねらう  
「悪質商法」や「振り込め詐欺」に

ちょっと  
待った!



目と心を配る“あなたの一手”が  
高齢者を被害から守ります。  
高齢者の方も「おかしいな？」と思ったら  
まず身近な人に相談しましょう。

関東甲信越ブロック  
高齢者被害防止  
共同キャンペーン

「クーリング・オフ」  
制度を利用しましょう!

訪問販売・電話勧誘販売など  
特定の取引の場合に、一定期  
間内であれば無条件で契約を  
解除できる制度です。

セールスマンなどから強引な  
勧誘を受け、契約をしてしまった  
場合などに利用できます。

## 消費者相談コーナーを開設します。

契約など、消費者トラブルに困っている方、  
専門の消費者相談員が相談をお受けします。

お気軽にお立ち寄りください。

1

錦糸公園会場内

すみだまつり

平成26年10月4日(土)、5日(日)  
午前10時～午後3時

2

すみだパーサットホール・イベントホール内

すみだ消費生活展

平成26年10月25日(土) 午後1時～4時  
26日(日) 午前10時～午後3時





消費者センター相談窓口から



# こんなはずじゃなかった！ 航空チケットの代金を支払ったのに旅行に行けない？

## 【相談事例】

インターネットで見つけた旅行会社でイギリスへの往復航空チケットを申込み、代金 38 万円を指定の口座に振り込んだ。その後、旅行会社のホームページが閉鎖され電話が繋がらなくなった。

航空会社にチケットの確認をしたところ、「予約は入っているが代金が振り込まれていないのでチケットは用意できない」と言われてしまった。支払ったチケット代を返金して欲しい。

## 【アドバイス】

インターネットで手軽に旅行会社を選び、安い航空チケットが購入できるようになりました。しかしリスクもあるので注意が必要です。

日本で旅行業を営む旅行会社は「旅行業法」に基づき国や都道府県知事に登録をしなければなりません。ホームページの「会社概要」などで登録番号を確認することができます。

「旅行業法」では消費者保護として保証金制度が設けられており、事業者が倒産した場合などはその範囲内で返金される仕組みになっています。

事例の旅行会社は旅行業の登録をしていませんでした。そのため法律上の保護が受けられず、倒産した場合もチケット代が返金される可能性は極めて低くなります。

被害にあわないためにも、旅行会社選びには気を付けましょう。

契約に関するトラブル  
消費者トラブルなど  
困った時はお早めにご相談を



相談専用  
ダイヤル

まずは電話でご相談ください  
**5608-1773**

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

## すみだ消費者センター相談室

